

随意契約理由書

件名	長田楠日尾線(下沢通)電線共同溝整備工事その2
契約の相手方	藤原土木興業株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項9号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本工事については制限付一般競争入札に付し、2月7日の開札にて落札者が決定したものの、当該契約者が契約を締結しなかったものである。</p> <p>本工事の路線については、緊急輸送道路に位置付けられている。また、下沢通工区においては、継続工事として「その4」まで計画されている。さらに、参画企業(電力、通信関係)による各建物への引き込み工事も予定されていることから、早急かつ遅滞なく無電柱化(電線共同溝の整備)を行う必要がある。</p> <p>そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号「落札者が契約を締結しないとき」に該当することから、上記請負人と本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p> <p>なお、上記請負人は上記入札に参加しており、落札者の次点となっていた。また、長田楠日尾線(下沢通)において、工事前に行う試掘を実施しており、現地の状況に精通している。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中部建設事務所 安全推進係 (電話番号 078-511-0515)